

## 「千葉商工会議所PR便」運用要綱

### (目的)

**第1条** 本要綱は、千葉商工会議所（以下、「甲」という。）の会員企業（以下、「乙」という。）の販路拡大及び発展に資する事を目的とする。

### (適用の範囲)

**第2条** 本要綱、次の基本原則に基づき、乙が千葉商工会議所会報「夢シティちば」（以下、「会報」という。）を使って情報発信する際に適用する。

### (サービスの利用対象者及び遵守事項)

**第3条** 「千葉商工会議所PR便」（以下、「本サービス」という。）は、甲の発行する「会報」に乙の販売促進のための書類等を同封するものであり、甲の会員以外の利用は原則として認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。

2 本サービスは、「会報」に同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。

3 乙は下記事項を遵守しなければならない。

- (1)公序良俗に反しないこと。
- (2)関係法規に違反しないこと。
- (3)政治性、宗教性がないこと。
- (4)虚偽、または誤認される恐れがないこと。
- (5)他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
- (6)投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
- (7)その他、本サービスの運用上不適当と認められないこと。

### (利用の不許可及び繰り延べ)

**第4条** 同封物の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いは他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。

### (チラシの内容に関する責任)

**第5条** チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。

### (事業利用に関するトラブルの対応)

**第6条** 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について甲は一切の責任を負わない。

(サービスの利用料金等)

第7条 封入料金は別表1に定める料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発行月の翌月末日までに支払いを完了すること。

(チラシ類の大きさ)

第8条 「会報」に同封する書類等は、原則としてチラシとする。サイズはB5またはA4とする。B4・A3の場合は規定のサイズに折った状態で納品すること。

(チラシの納品部数と納品日)

第9条 「会報」に同封するチラシは必要部数を同封希望月の前月20日(指定日が土日祝の場合は1営業日前)迄に甲が指定する場所へ納品することとする。また、残部が生じても返却しないこととする。万が一、甲の定める期日迄に間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。

(サービス利用申請方法)

第10条 本サービスは、毎月15社(申込み先着順)までとし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同とし乙の希望にそえない。

2 内容に同意した場合、(様式1)「千葉商工会議所PR便」申込書に署名押印し、同封希望月の前月5日迄に折込印刷物のサンプル(または原稿)を担当部署へ郵送またはFAXすること。

別表1

「千葉商工会議所PR便」料金体系

種類	サイズ	料金(税込)
チラシ	B5・A4	66,000円
	B4・A3	88,000円

注) 1回の申込時に3カ月以上申し込みの場合は、3ヶ月目に3ヶ月分をまとめて10%割引する。(但し、申込は連続月でなくてもよい)

行政または公的団体は上記会員料金と同額とする。但し、事務局長がその他特別の事由があると認めるときにはこの限りではない。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第9条(チラシの納品部数と納品日)・第10条(サービス利用申請方法)の改正要綱は令和2年3月2日に実施する。

別表1「千葉商工会議所PR便」料金体系の改正要綱は、令和3年4月1日から実施する。

第10条(サービス利用申請方法)の改正要綱は、令和3年11月1日に実施する。